

◎挨拶

(会長挨拶)

(午前10時10分)

◎議事録署名委員指名

議長 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することになっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 それでは、9番、安藤賢一君、10番、金井徹君の2名を本日の議事録署名委員に指名いたします。

なお、会議書記には、事務局、小山邦之君を指名します。

◎議案第1号

議長 それでは、4、議題。

議案第1号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第1号について説明申し上げます。

では、着座にて失礼いたします。

それでは、議案第1号について、議案書1ページをお開きください。

農用地利用集積計画の決定について、榛東村長から令和5年4月25日付で別添、農用地利用集積計画の決定依頼があったので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により決定を求める。

令和5年3月13日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、内容等の説明につきましては、細谷係長から説明をいたします。

議長 それでは、細谷係長、説明を求めます。

係長 それでは、説明申し上げます。

今月上程いたしました農用地利用集積計画についての説明になります。

お手元の資料の2ページをお開きください。

今月の農用地利用集積計画は、新規案件5件、更新案件4件となっております。

初めに、1件目です。利用権を設定する貸手は山子田の方。使用貸借の設定で、農地の所在は山子田字坂爪962番2。現況地目は田。面積は2,226平米となっております。

借手は中之条町の方で、利用目的は普通畑利用。貸借期間は令和5年6月1日より3年間で、令和8年5月31日までとなっております。

2件目の計画です。利用権を設定する貸手は山子田の方。使用貸借の設定で、農地の所在は山子田字坂爪1000番外2筆です。現況地目は畑。面積は合計で1,863平米となっております。借手は中之条町の方で、利用目的は普通畑利用。貸借期間は令和5年6月1日から3年間で、令和8年5月31日までとなっております。

3件目の計画です。利用権を設定する貸手は山子田の方。使用貸借の設定で、農地の所在は山子田字坂爪1020番1。現況地目は畑。面積は3,676平米のうちの2,000平米となっております。借手は中之条町の方で、利用目的は普通畑利用。貸借期間は令和5年6月1日より3年間で、令和8年5月31日までとなっております。

4件目の計画です。利用権を設定する貸手は山子田の方。使用貸借の設定で、農地の所在は山子田字関谷塚1687番。現況地目は畑。面積は1,551平米となっております。借手は中之条町の方で、利用目的は普通畑利用です。貸借期間は令和5年6月1日より5年間で、令和10年5月31日までとなっております。

5件目の計画です。利用権を設定する貸手は広馬場の方。使用貸借の設定で、農地の所在は広馬場字下前7番3外10筆です。現況地目は畑。面積は合計で5,855平米となっております。借手は広馬場の方で、利用目的は普通畑利用。貸借期間は令和5年6月1日より5年間で、令和10年5月31日までとなっております。

6件目の計画です。利用権を設定する貸手は渋川市の方。貸借の設定で、農地の所在は新井字南野838番1、あと、広馬場字上サ2775番。現況地目は畑。面積は合計で3,243平米となっております。借手は広馬場の方で、利用目的は樹園地利用。貸借期間は令和5年6月1日より2年半で、令和7年12月31日までとなっております。

7件目の計画です。利用権を設定する貸手は渋川市の方。貸借の設定で、農地の所在は広馬場字上サ2782番1。現況地目は畑。面積は1,861平米となっております。借手は広馬場の方で、利用目的は樹園地利用。貸借期間は令和5年6月1日から2年半で、令和7年12月31日までとなっております。

8件目の計画です。利用権を設定する貸手は広馬場の方。貸借の設定で、農地の所在は広馬場字上サ3114番1。現況地目は畑。面積は325平米となっております。借手は広馬場の方で、利用目的は樹園地利用。貸借期間は令和5年6月1日より6年間で、令和11年5月31日までとなっております。

9件目の計画です。利用権を設定する貸手は埼玉県本庄市の方。貸借の設定で、農地の所在は広馬場字上サ2780番1。現況地目は畑。面積は1,435平米となっております。借手は広馬場の方で、利用目的は樹園地利用。貸借期間は令和5年6月1日よ

り6年間で、令和11年5月31日までとなっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、榛東村農業委員会の意見を求めます。

以上です。

議長 議案第1号について、事務局からの説明が終わりました。
何か質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 質疑がなしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第1号農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することとします。

ここで、細谷係長、退席を認めます。

◎議案第2号

議長 次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見を議題といたします。

番号1について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第2号、番号1について説明申し上げます。

議案書19ページ、現地確認調書2ページからとなります。

議案第2号、番号1、図面番号1、農地の所在は大字山子田字柳沢2529番2。地目は登記簿は山林、現況は畑。面積は1,062平米のうち541平米。申請者は山子田の方。転用目的は露天貸駐車場用地。施設等については駐車スペース17台です。転用理由については、地元自治会が隣接するコミュニティセンターの駐車場が不足し不便しているという話を聞いたため、申請地を駐車場として利用してもらいたいとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地。

以上で、議案第2号、番号1の説明を終わります。

議長 議案第2号、番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

農業委員7番、高橋君。

高橋委員 農業委員7番の高橋です。

先ほどの議案第2号、1番についてですが、事務局の説明のとおりではございます

が、若干、補足の説明をさせていただきたいと思います。

現地確認調書の2ページを見ていただくとお分かりだと思うのですが、現地は7区コミュニティセンター、それから隣の草間酒店と挟まった用地になります。こちらの駐車場の工事に関しては、バラスを入れて固めるということで、雨水については自然浸透という形を取っております。こちらのところには駐車スペース17台の地図がついていると思うのですが、2方向、村道に面しております、実際、この村道の10番からの現地用地説明書でいきますと4ページのところなんです、こちらのほうは段差が50センチほど、石垣が積んであります。そちらにあまり近いところに駐車スペースを設けますと、石垣が崩れるおそれがあるので、実際この図面よりちょっと、1メートルから1メートル50センチほど西側というのでしょうか、そちらにずらした駐車場のスペースの取り方に実際はなると思います。

隣接する農地もございませんので、特段、他の農地に被害というか、影響を及ぼすこともないと思いますので、地区担当としますと許可相当と思われま。ぜひ皆様のご審議をお願いいたします。

以上です。

議長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第2号、番号1については、原案のとおり許可相当とします。

以上、議案第2号、番号1については、許可相当として県知事に意見書を送付します。

◎議案第3号

議長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議案第3号、番号1について、事務局、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第3号、番号1についてご説明申し上げます。

議案書20ページ、現地確認調書は6ページからとなります。また、本日お配りしました拡大図は①番となります。

議案第3号、番号1、図面番号1、農地の所在は大字新井字立畦2484番1。地目は登記、現況ともに畑。面積は1,110平米。権利は所有権移転売買。譲渡人は新井の方。譲受人は山梨県上野原市の方。転用目的は太陽光発電施設用地。施設等はパネル176枚、杭70本です。転用理由につきましては、譲受人は現在、太陽光事業を展開しているが、事業拡大のため適地を探していたところ、譲渡人と話がついたため、申請地を太陽光発電施設用地として利用したいとのことです。譲渡人は譲受人の申出に応じ、申請地を譲渡するとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地。宅地開発審議事案です。

以上で、議案第3号、番号1の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員5番、小池君。

小池委員 推進委員5番の小池です。

ただいま1番の案件につきましては、事務局長の説明のとおりでございます。

現地の状況について説明いたします。

確認調書6ページを見ていただきたいと思います。

バイパスの下新井の信号を前橋方面に下って、最初の信号ですね、そこを南の方に入ったところです。周囲ですと、西側は住宅、東側も住宅です。北側、ここは水路があって、やはり道路ということです。南側につきましては側溝があって、また道路、その挟んで畑という状況です。

拡大図のほうを見ていただきたいと思います。

周囲はフェンスで覆ってあります。土側溝を設けまして、貯水池に水を導きまして、大雨のときに一旦そこに水が溜まるような計画で、水が道路等、あるいは隣の畑等に流出を防ぐ計画になっております。

以上のことから、農地が南にあるのですけれども、影響がないと思いますので、私としては許可相当と思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

12番、柳岡君。

柳岡委員 12番、農業委員、柳岡です。

この案件については、宅地開発委員会の案件になっていますけれども、そちらの内

容の説明をちょっとお願いしたいと思います。

議 長 事務局。

事務局長 そうしましたら、宅地開発案件ということで、各課から出ている要望事項等をご説明いたします。

まず、税務課からですけれども、開発工事完成後、土地の現況調査に協力をしてください。また、償却資産があるときは申告書を提出してくださいという要望が出ております。

また、住民生活課からは、工事に際し、騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業一覧に該当する作業を行う場合は、住民生活課に対して、特定建設作業実施届出書を提出する必要がありますということです。また、工事等に伴い排出される産業廃棄物及び事業系一般ごみ、一般廃棄物は適切に直接処理をしてください。また、令和2年10月1日から、榛東村土砂等による埋立等の規制に関する条例が施行されましたので、土砂等の搬入を予定している場合は、事前に住民生活課と相談をしてくださいというところ です。

産業振興課からは、周辺農地に影響が出ないように作業をしてください。また、農地法許可申請に係る意見書の交付願を提出していない場合は関係機関に提出をしてくださいというところ です。

また、建設課からは、雨水対策、定期的な除草、防火・防災等、適切な開発地の管理をお願いします。また、工事車両等、路上駐車により近隣から苦情が出ないようにしてくださいという要望が出ております。

最後、教育委員会からは、申請地近隣には北小学校の通学路として村道十二前4号線を利用する児童が多数いることから、申請地周辺の工事車両の通行及び申請地への工事車両の出入りについて十分注意してくださいというような指示、要望事項が出ております。

以上でございます。

議 長 ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第3号、番号1は、原案のとおり許可相当とします。

以上、議案第3号、番号1は、許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、議案第3号、番号2について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第3号、番号2について説明申し上げます。

議案書20ページ、現地確認調書は9ページからとなります。また、本日お配りしました拡大図につきましては、2番目の②番となります。

議案第3号、番号2、図面番号2、農地の所在は大字新井字判塚2683番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は1,359平米。権利は所有権移転売買。譲渡人は新井の方。譲受人は山梨県上野原市の方。転用目的は太陽光発電施設用地。施設等はパネル176枚、くい72本。転用理由は、譲受人は現在、太陽光事業を展開しているが、事業拡大のため適地を探していたところ、譲渡人と話がついたため、申請地を太陽光発電施設用地として利用したいとのことです。譲渡人は譲受人の申出に応じ、申請地を譲渡するとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地。宅地開発審議事案でございます。

以上で、議案第3号、番号2の説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長 議案第3号、番号2について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員5番、小池君。

小池委員 推進委員5番の小池です。

ただいま2番の案件につきましては、事務局長の説明のとおりでございます。

現地の状況について説明いたします。

バイパスから1キロほど下ったところに、ちょうど地図の真ん中に「しんとう」と入っているのですが、ここが老人ホームになっています。老人ホームから150メートルほど下ったところを金古町に抜ける道があるのですが、そこを80メートルほど行ったところに、今、集合住宅2棟建っているのですが、公道としては、その集合住宅の北側へ入る道になるのですが、今回この太陽光を造るに当たって、集合住宅の南、ここが私道になっており、そこを使って工事に当たるということでございます。周囲は北側に馬入れ道路があつて農地と、西側は農地、東側は農地、南側ですけれども、10ページですと川がぎりぎりまで通っているのですが、これは河川工事の前の状態で、実際は9ページですね。下のほうに上蟹沢川と書いてあるのですが、矢印があります。川の印というか、点々があるところが現在の川です。ですから、南側は河川工事で余った土地で、現在は竹やぶ状態になっております。

拡大図のほうを見ていただきたいと思いますので、まずフェンスを全周囲うわけで

すけれども、東側、ここは1メートル空けてあります。ここは農地として残るわけです。北側については馬入れがあります。西側は今、太陽光発電の計画が進んでいるところですので、50センチというふうになっています。南側はやはり竹やぶ状態になっていますので、そのままです。申請地は、ちょっとL字型になっているのですけれども、南側ですね、川に寄ったほうが駐車スペース、通路ということで、点検のためのスペースになっております。あと、調整池ですね、そこを設けて、調整池で雨水の流出を防ぐようなことになっております。

以上のことから、農地に影響はないと思いますので、許可相当と思いますので、審議のほどをよろしく願いいたします。

議 長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

12番、柳岡君。

柳岡委員 農業委員、柳岡です。

これも宅地審議案件になっておりますので、説明をちょっとお願いします。

議 長 はい。

事務局長 そうしましたら、宅地開発案件ということで、各課からの指示、要望事項を説明いたします。

税務課からは、開発工事完成後の土地現況調査に協力をしてください。また、償却資産があるときは申告書を使用してくださいという指示、要望事項です。

住民生活課からは、工事に際し、騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業一覧に該当する作業を行う場合は、住民生活課に対し特定建設作業実施届出書を提出する必要があるとのことです。また、工事等に伴い排出される産業廃棄物及び事業系一般廃棄物は適切に直接処理をしてください。また、令和2年10月1日から、榛東村の土砂等による埋立等の規制に関する条例が施行されましたので、土砂等の搬入を予定している場合は、事前に住民生活課と相談をしてくださいということです。

産業振興課からは、周辺農地に影響が出ないように作業をしてくださいということです。

建設課からは、雨水対策、定期的な除草、防火・防災等、適切な開発管理をお願いします。また、工事車両等の路上駐車により近隣から苦情が出ないようにしてくださいということです。

教育委員会からは、申請地近隣には北小学校の通学路として県道南新井前橋線を利用する児童が多数いることから、申請地周辺の工事車両の通行及び申請地への工事車両の出入りについては十分注意してくださいとの指示、要望事項が出ております。

以上でございます。

議長 ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号2について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第3号、番号2については、原案のとおり許可相当とします。

以上、議案第3号、番号2は、許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、議案第3号、番号3について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第3号、番号3について説明申し上げます。

議案書20ページ、現地確認調書は12ページからとなります。また、本日お配りした拡大図は③となります。

議案第3号、番号3、図面番号3、農地の所在は大字新井字北原2839番。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は1,323平米。権利は所有権移転売買。譲渡人は前橋市の方。譲受人は前橋市の方。転用目的は特定建築条件付売買予定地。施設等は4区画。転用理由は、譲受人は前橋市で不動産業を営んでいるが、申請地付近は住宅も多く、前橋市への通勤も便利で需要が高く見込めるため、建築条件付売買予定地として購入したいとのことです。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲渡するとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地。宅地開発審議事案です。

以上で、議案第3号、番号3の説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長 議案第3号、番号3について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員5番、小池君。

小池委員 推進委員5番の小池です。

ただいま番号3の内容につきましては、事務局長の説明のとおりでございます。

現地の状況について説明いたします。

確認調書の12ページを見ていただきたいと思います。

ここはバイパスから700メートルほど下ったところです。信号で2つ目で笹熊の信号というところです。それを20区方面に150メートルぐらい行ったところのちょうどY字路に当たるところです。南側は阿久澤牧場と書いてあるかと思うんですけども、

この間に下水道が通っております。

拡大図をちょっと見ていただきたいのですが、ここで4棟建てるということで、周囲は、南側には牛舎があります。北側には住宅があります。ほかの周囲は市民農園として活用されております。4棟で、雨水につきましては敷地内の浸透処理ということです。雑排水につきましては、道路の南側に当たりますけれども、そこに下水道に接続ということになります。

農地について特に影響はないと思いますので、許可相当と思いますので、審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

12番、柳岡君。

柳岡委員 農業委員、柳岡です。

これもですね、宅地開発審議事案になっておりますので、そちらの説明をひとつよろしく願います。

議長 事務局。

事務局長 そうしましたら、開発で指示、要望事項を説明いたします。

総務課から、近隣の防犯対策のため、防犯灯の設置を検討してくださいとの指示、要望事項です。

税務課からは、開発工事完成後の土地現況調査に協力してください。また、建物建築完成後は家屋調査に協力してください。

住民生活課からは、工事に際し、騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業一覧に該当する作業を行う場合は、住民生活課に対し特定建設作業実施届出書を提出する必要があります。工事等に伴い排出される産業廃棄物、事業系一般廃棄物は適切に直接処理をしてください。世帯数の増加等により、新規ごみステーションを設置する場合には、住民生活課まで相談をしてください。ごみステーションの設置位置については、収集業者及び地元住民の意見を尊重し、交通の妨げや事故、悪臭の苦情にならないように設置してください。また、令和2年10月1日から、榛東村土砂等による埋立等の規制に関する条例が施行されましたので、土砂等の搬入を予定している場合は、事前に住民生活課と相談をしてくださいとの指示、要望事項です。

産業振興課からは、周辺農地に影響が出ないように作業をしてください。また、農地法許可申請に係る意見書の交付願を提出していない場合は、関係機関に提出してくださいとの指示、要望事項です。

建設課からは、雨水対策、定期的な除草、防火・災害等、適切な開発地の管理をお

願います。また、工事車両等の路上駐車により近隣から苦情が出ないようにしてください。雨水排水を道路側溝へ放流する場合は、浸透ますを設けオーバーフロー水のみの放流としてください。

上下水道課からは、上水道について、既設管V P 50ミリから分岐取り出しは40ミリでなく50ミリとし、歩道内に制水弁を、管末には排泥弁を設置してください。各区分には新設H I V P 50からH I V P 20ミリで引込みをしてください。詳細については、上下水道課と協議願いますとのこと。下水道については、開発事業者の負担で計画どおり施工をしてください。下水道の加入は事前に下水道受益者負担金の納付が必要となります。詳細については、上下水道課と協議をしてくださいとのこと。

教育委員会からは、申請地近隣には北小学校の通学路として村道長谷津つつじヶ丘線を利用する児童が多数いることから、申請地周辺の工事車両の通行及び申請地への工事車両の出入りについては十分注意をしてくださいとの指示、要望事項が出ております。

以上でございます。

議 長 ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号3について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第3号、番号3は原案のとおり許可相当とします。

以上、議案第3号、番号3は、許可相当として県知事に意見書を送付します。

◎報告事項

◎その他

◎閉会

(午前11時30分)